

政策実施機関としての強み



女川町中心部地区の様子(宮城県女川町)

URは、ニュータウン開発や賃貸住宅事業により長年培ってきた「まちづくり」や「住宅」に係るノウハウと、阪神・淡路大震 災や新潟中越沖地震等の復興支援に携わってきた経験を存分に活かし、国や被災地方公共団体とのパートナーシップによる 役割分担のもと、東日本大震災復興特別区域法と福島復興再生特別措置法に基づき被災地方公共団体から委託され、発災 直後から被災地の復旧・復興支援を続けています。



事業を通じた政策課題・社会課題の解決と価値創造

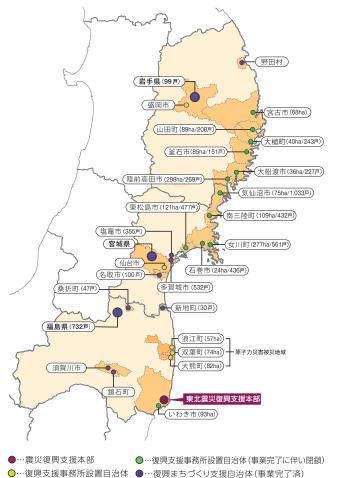
東日本大震災は、特に津波による被害が甚大で、東北の太平洋沿岸の市街地が壊滅的な被害を受けました。さらに、福島第一原子力発電所が全電源を喪失し、かつて経験したことのない原子力災害も発生しました。このような広域にわたる未曽有の災害であったことから、地元の被災地方公共団体のみでは復興まちづくりを進めることは難しい状況でした。

URは発災直後から復旧支援として、UR賃貸住宅や応急仮設住宅用地を提供するとともに、応急仮設住宅建設支援要員などの技術職員を派遣。また、岩手県、宮城県、福島県の20の被災地方公共団体と協定等を締結し、復興まちづくりを推進しました。被災地方公共団体や民間事業者との連携・協働のもと、ハード・ソフトの両面から様々な施策を着実に積み重ね、発災から12年、まちには暮らしが戻り、賑わいが生まれ始めています。

主なR4年度実績

- 原子力被災地の復興に係る整備津波被災地の復興に係る整備
- 108ha(令和4年度末時点 引渡し面積累計)1,314ha(令和3年度末 全受託事業完了)





発災直後の支援

主な支援内容

UR賃貸住宅(延べ970戸)・応急仮設住宅用地(約8ha)の提供 応急仮設住宅建設等のための技術職員の派遣(延べ184人) 復興計画策定等のための技術職員の派遣(延べ71人)

津波被災地域 (受託事業がすべて完了)

復興市街地整備

12自治体 1,314ha

災害公営住宅整備

17自治体 5,932戸

復興まちづくりコーディネート業務

原子力災害被災地域

復興拠点整備事業支援

3自治体 213ha

建築物整備事業支援

地域再生支援

ステージに合わせた支援で、ハードソフトの両面から、被災地の復興まちづくりに伴走



31

原子力災害被災地域での復興まちづくり

令和5年4月現在、福島県の原子力災害被災地域では、除染や放射線量の低下により避難指示が解除されたエリアで町民 の帰還の動きも出ているものの、町の大部分が帰還困難区域となっている大熊町、双葉町、浪江町では、いまだ多くの町民が 避難を続けています。また、避難の長期化により、これら3町では帰還意向も約10~20%となっています。(令和3年11月~ 令和4年12月調查)



URが進める復興まちづくり支援エリア(令和5年4月時点)

帰還困難区域

- 平成24年3月時点の年間積算線量が50ミリシーベルトを超え、5 年間たっても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそ れがある地域。
- 放射線量が高いレベルにあることから、バリケード等、物理的な 防護措置を実施し、避難を求めている。
- 令和5年6月現在、大熊町、双葉町、浪江町、南相馬市、飯舘村、葛尾 村、富岡町に区域が設定されている。

特定復興再生拠点区域

- 福島復興再生特別措置法の改正(平成29年5月)により、将来に わたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域の中で、避難 指示を解除し、居住可能とすることを定められるようになった。
- 大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村、葛尾村、富岡町の6町村で計画を 作成。除染やインフラ整備等が進められ、令和5年4月までに全ての 特定復興再生拠点区域で避難指示が解除された。

■ 避難指示が続くなかでの、町民帰還に向けた復興まちづくり

原子力災害により町民・経済活動がゼロ になった地域の復興には、ハード整備だけ でなく、地域に関わる人たちを増やしてい くことも必要です。URでは、I復興拠点整 備事業支援、Ⅱ建築物整備事業支援、Ⅲ地 域再生支援、の3つの支援が渾然一体とな りながら、ハード・ソフト両面から、復興ま ちづくりを推進しています。



I 復興拠点整備事業支援



被災地方公共団体からの要請に基づき、 町民の生活再開や地域経済の再建の場とな る復興拠点を整備するため、基本構想や基 本設計等の構想・計画段階から事業実施ま で支援しています。

Ⅱ 建築物整備事業支援



被災地方公共団体が発注する公益施設の 建築工事等の、基本構想・基本計画検討の段 階から設計及び工事の発注手続き等の支援、 さらに設計及び工事の品質・工程・コストの管 理、各種申請手続き等を支援しています。

Ⅲ 地域再生支援



住民も経済活動もゼロからの出発という 背景から、持続可能な地域社会の再生に必 要となる課題解決のために、交流人口・関係 人口の拡大に関するソフト面での施策等を 実施・支援しています。

双葉町、11年ぶりに町民帰還が実現







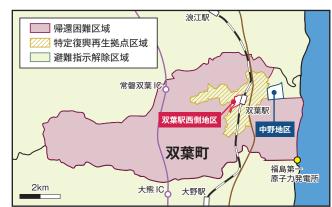


発災から11年もの間、双葉町では全町民の避難指示が続いていました。URは町と復興まちづくりに係る協定を結び、町で 新たに"住む拠点"となる「双葉駅西側地区」の復興拠点整備事業を受託。また、町役場などの町発注の建築物整備事業支援 や公営住宅の基本構想策定の支援も行い、町民の帰還に向けハード整備とソフト支援の両面から復興まちづくりを推進。 令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域で避難指示が解除され、11年ぶりに町内での居住が実現しました。

双葉駅西側地区

規模: 23.9ha(第一地区12.3ha、第二地区11.6ha) 事業期間:第一地区:平成30年度~令和8年度、第二地区:令和2年度~令和8年度

















双葉町長 伊澤 史朗氏

双葉町は、東日本大震災と原発事故による全町避難が続いておりましたが令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避 難指示が解除され、住民の帰還、町内での役場業務を再開しました。

URとは平成29年3月に協力協定を締結し、働く拠点としての中野地区復興産業拠点、住む拠点としてのJR双葉駅西側の拠点整 備を全面的にご支援頂いています。中野地区復興産業拠点は現在20件24社と立地協定を締結し各社操業開始や準備が行われ、 また、JR双葉駅西側では先行整備した駅前広場や公営住宅等の一部が完成し、令和4年10月に25戸の入居開始が実現しました。

今後は、駅東側の既成市街地などの賑わい再生への取組みも本格的に着手します。URが持つ、まちづくりのノウハウや技術的な 知見を引き続き還元いただき、双葉町の復興まちづくりが迅速に進むようご支援をお願い申し上げます。